

④【複数年度(1年目)】電気自動車用充電器の公道設置に関する実証実験(東京都)

1. 実験概要、留意すべき項目

- EV充電施設の公道設置による課題や留意事項等を検証する。

2. 今年度の調査内容、調査結果

① EV充電器設置場所の選定

⇒日本初となるパーキング・チケット発給設備設置区画への急速充電器の設置を完了し、令和5年3月24日より、以下の2か所で運用を開始。

⇒さらに、公道上の充電専用区画(新宿区南元町)へ急速充電器を設置するため、警察や道路管理者との調整を実施。(6月22日より運用開始予定)



設置場所(芝公園付近)



設置場所(代官山付近)

3. 次年度の社会実験に向けて

実験メニュー	実験内容
事前協議	道路使用や占用許可に向けた協議・調整
EV充電器の設置	東京都内の公道上に電気自動車用の充電器を設置
影響調査	安全性、利用者ニーズ、周辺交通への影響等を確認

④【複数年度(1年目)】電気自動車用充電器の公道設置に関する実証実験(東京都)

4. 今後のスケジュール

- 令和5年4月～令和6年1月 :EV充電器設置
- 令和5年6月～12月 :アンケート調査
- 令和6年1月～2月 :次年度継続可否検討

5. 意見と検討、対応方針

意見	意見に対する検討、対応方針
東京都におけるEV充電器設置に係る計画の中での公道設置の位置づけを明確にすべき。目標値がいくつで、道路ではどの程度満たす必要があるのか、検討すべきである。	今後の本格展開に向けては、社会実験の検証結果等を踏まえて検討する。
EV充電器の駐車スペースに充電しない車両が長時間駐車することによって、充電器が利用できない状況が生じる恐れもあるので留意されたい。	他の利用者とのトラブル防止の観点から、EV充電区間であることや社会実験周知看板の設置等の対策を検討する。
道路上にEV充電施設を設置する場合、駐車禁止場所における交通規制(駐車可・充電のための電気自動車等)により、駐車ベイを設けEV充電施設を設置すれば、交通の安全と円滑には支障が少ないと思われるが、ケーブルを繋いだままの長時間駐車に対する通報等があった場合でも駐車違反とならず、警察では対応できないため、これらトラブルへの対処について、設置主体側での対応が必要である。また、時間制限駐車区間にEV充電施設を併設した場合、貨物自動車を含む必要やむを得ない短時間の駐車需要と充電目的の駐車需要とが混在することでトラブルにならないか懸念される。いずれにしても、警視庁本部及び所轄警察署との十分な協議が必要である。	他の利用者とのトラブル防止の観点から、EV充電区間であることや社会実験周知看板の設置等の対策を検討する。

6. 評価

- 順調に実験が進んでいる。
- 自転車等の多様な交通主体の交通安全に留意しつつ、継続して実験を行うことが妥当と考える。